佐賀市内の猟友会支部に入会しませんか？

●佐賀市内の猟友会各支部は狩猟知識の普及やマナーの向上を通じて、有益鳥獣の保護や、狩猟の適正な進歩発展を図る目的で運営されています。

●狩猟だけではなく、農作物に被害を与える鳥獣の駆除への協力も行っています。（※注）

●会員から狩猟技術を習得し、親睦を深め、一緒に活動しませんか。

※注:従事するにはいくつかの条件があります。

猟友会員のメリット

○市内猟友会各支部に入会し、大日本猟友会のメンバーになると、狩猟中万が一の事故の場合、他損事故で最大4,000万円・自損事故でも最大300万円の共済金が給付されます。（会費に含まれます）

○ハンター保険に加入できます。

○狩猟者登録申請手続きなどを代行します。

○新会員には、狩猟用の帽子とベストを無料で支給します。

○会員相互の親睦を図るため、県内各地で各種大会・講習会を開催します。

○狩猟に関する新しい制度や情報の提供、標識等の販売をしています。

ぜひ、佐賀市内の猟友会各支部への入会をご検討下さい!!

佐賀市内の猟友会支部

佐賀支部	佐賀南支部	三瀬支部
（佐賀・大和・富士・東与賀・久保田）	（諸富・川副）	（三瀬）

問い合わせ先
TEL 0952-40-7115
佐賀市栄町1番1号
佐賀市鳥獣害対策協議会
（佐賀市農業振興課内）まで
（市内の猟友会支部を紹介します）

リサイクル適性Ⓐ

狩猟免許を取得しませんか？

チェック❶

佐賀市内にお住まいで、狩猟免許の取得を目指す方必見！

免許取得費用の一部を助成しています!!

○佐賀市鳥獣害対策協議会では、佐賀市内にお住まいの狩猟免許新規取得者に対して、免許取得費用の一部助成(8,500円上限)を行っています。

○助成を受けるには申請書の提出が必要です。

○申請は佐賀市鳥獣害対策協議会事務局(佐賀市役所農業振興課内)にて受付を行っています。

①狩猟免許に合格したことが分かる書類(狩猟免状等)
②予備講習受講時の領収証(受講者のみ)
③身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード等)
事前に連絡の上、上記書類をご持参ください。

○申請期限は免許を取得した日の属する年度の2月末です。

※狩猟免許試験の日程は佐賀県のホームページで確認できます。
※佐賀県猟友会による予備講習も開催されています。

チェック❷

佐賀市内の猟友会各支部に入会すれば、

狩猟者登録費用の上乗せ助成もあります!!

○上記の免許取得費用の助成を受けた方、または市外にお住まいで初めて狩猟免許を取得した方で、佐賀市内の猟友会各支部に入会し、狩猟者登録を行った場合は、各支部経由で狩猟者登録費用の一部助成を行っています。

※初めて免許を取得した次年度の12月までに入会をしないと対象になりませんので、ご注意ください。

免許種別	助成額
第一種銃猟免許	13,000 円
第二種銃猟免許	11,000 円
わな猟免許	11,000 円

詳細は右記ホームページを参照してください。
※QRコードは デンソーウェーブの登録商標です。

問い合わせ先
TEL 0952-40-7115
佐賀市栄町1番1号
佐賀市鳥獣害対策協議会
(佐賀市農業振興課内)まで

リサイクル適性Ⓐ